

**社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ**

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。

**対象**

**(1) 次のすべてに該当する人**

- ・世帯員の中に市民税課税者がいない
- ・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増すごとに50万円加算）以下
- ・預貯金などが単身世帯で350万円（世帯員1人増すごとに100万円加算）以下
- ・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

**(2) 生活保護受給者  
軽減対象となる費用と軽減割合**

- 10パーセントの利用者負担額の原則4分の1
  - 食費、居住費（滞在費）、宿泊費の原則4分の1
- ※生活保護受給者はサービスにかか

る個室の居住費（滞在費）のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確認証の交付をします。サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳しくは高齢福祉課（甚目寺庁舎）へお問い合わせください。

**問合せ先** 高齢福祉課

☎444・3141

**ふくし情報コーナーができました**

平成31年3月策定の第2次あま市地域福祉計画・第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画に伴い、市民の皆様から「紙媒体での情報提供を」とのご意見を多数いただきました。この度、美和文化会館ロビーに「ふくし情報コーナー」を設置しました。市における福祉情報発信の場のひとつとして、ぜひ活用ください。



**問合せ先** 社会福祉課

☎444・3135

**7月は「社会を明るくする運動」強調月間**

犯罪や非行のない地域社会を築くため、次の活動を推進します。

**(1) 行動目標**

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

**(2) 重点事項**

- 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、
- ① 出所者等の事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やすこと
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
- ④ 犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
- ⑤ 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること

に關係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組みことを重点事項とする。

**問合せ先** 社会福祉課

☎444・3135

**保険・年金**



**「特定健診」実施中**

40歳以上の国民健康保険加入者を対象に、特定健診を実施しています。費用は無料ですので、この機会にぜひ受診してください。



対象の方には、5月上旬に右のご案内を送付しています。健診を毎年受診していただき、ご自身の健康づくりにお役立てください。

※4月2日以降に国民健康保険に入された方で受診を希望される方は、保険医療課（甚目寺庁舎）までご連絡ください。

**実施期間** 10月31日(木)まで

**問合せ先** 保険医療課

☎444・3168

## 高齢受給者証の更新について

国民健康保険に加入していて高齢受給者証をお持ちの方は、7月31日(水)に有効期限が切れますので、7月下旬に新しい受給者証を葉書タイプの郵便で送付します。

受給者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに受給者証が届かない場合は、保険医療課(甚目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた受給者証は、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

**対象者** 70〜74歳の国民健康保険加入者  
**問合せ先** 保険医療課  
☎444・3168

## 後期高齢者医療被保険者証の更新について

後期高齢者医療保険加入者の方が現在お持ちの被保険者証は、有効期限が7月31日(水)までです。8月1日以降に使用していただく被保険者証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに被保険者証が届かない場合は、保険医療課(甚目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

**問合せ先** 保険医療課  
☎444・3168

## 国民健康保険税の減免について

災害など特別な理由で生活が著しく困難となり、当該年度の所得が一定基準額以下の場合、申請により保険税が減免される場合があります。詳細については、保険医療課(甚目寺庁舎)にお問い合わせください。

**問合せ先** 保険医療課  
☎444・3168

## 母子・父子家庭医療費受給者証の有効期間が変更になります。

児童扶養手当の適用期間が変更されたことに伴い、母子・父子家庭医療費支給制度の所得判定期間及び受給者証の有効期間が変更になります。

給者証の有効期間が変更になります。

**変更前** 8月から翌年7月まで  
**変更後** 11月から翌年10月まで  
現在、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方には、8月の更新時に、有効期間を変更した受給者証を交付します。

**問合せ先** 保険医療課  
☎444・3168

## 国民年金保険料を納めることが困難な方へ

毎月納めていただく国民年金保険料ですが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることが難しくなることもあります。

学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除または納付猶予となる制度があります。

令和元年度分については、7月1日から申請できます。年金手帳・印鑑を持参していただき、保険医療課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターで申請してください。

なお、失業の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写しが必要です。

**問合せ先** 中村年金事務所  
☎453・7200

保険医療課  
☎444・3168

## 年金相談「相談無料・秘密厳守」年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員を招いて、年金相談を開催します。お気軽にお問い合わせください。

なお、相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等、親族であっても相談内容に該当する本人の委任状が必要です。

**日時** 7月30日(火)  
午前10時〜正午、午後1時〜3時  
**場所** 甚目寺庁舎 相談室  
**持ち物** 本人確認ができる書類、基礎年金番号がわかる書類、印鑑

**問合せ先** 中村年金事務所  
☎453・7200

保険医療課  
☎444・3168

